

改正案	現行
<p>（事業場の境界線に対する離隔距離）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 増熱器、ガス精製設備、排送機、圧送機及び附帯設備であつて製造設備に属するものの省令第六条第一項に定める距離は、三メートル以上の距離（事業場の境界線上に高さ二メートル以上、厚さ九センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度及び耐火性能を有する障壁を設けている場合は、零メートル以上）とする。ただし、特定事業所に設置するもの（最高使用圧力が高圧のもの及び液化ガスを通ずるものに限る。次条第三項において同じ。）であつて燃焼熱量の数値（第五条に掲げる式中のKとWの積をいう。以下同じ。）が$\frac{1}{2} \times 10^6$以上のものにあつては二十メートル以上の距離を有しななければならぬ。</p> <p>4（略）</p> <p>（離隔距離に係る代替措置）</p> <p>第二条の二 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事により設置されたガス発生器に係る省令第六条第一項ただし書の措置は、当該ガス発生器の外面から、事業場の境界線（境界線が海、河川、湖沼等に接する場合は、当該海、河川、湖沼等の対岸。以下同じ。）に対し当該ガス発生器の最高使</p>	<p>（事業場の境界線に対する離隔距離）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 増熱器、ガス精製設備、排送機、圧送機及び附帯設備であつて製造設備に属するものの省令第六条第一項に定める距離は、三メートル以上の距離（事業場の境界線上に高さ二メートル以上、厚さ九センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度及び耐火性能を有する障壁を設けている場合は、零メートル以上）とする。ただし、特定事業所に設置するもの（最高使用圧力が高圧のもの及び液化ガスを通ずるものに限る。）であつて燃焼熱量の数値（第五条に掲げる式中のKとWの積をいう。以下同じ。）が$\frac{1}{2} \times 10^6$以上のものにあつては二十メートル以上の距離を有しななければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>（新設）</p>

用圧力が高圧のものにあつては二十メートル以内、最高使用圧力が中圧のものにあつては十メートル以内、最高使用圧力が低圧のものにあつては五メートル以内（前条第二項に定める場合にあつては、次項に定める距離以内）の区域に、公衆がみだりに立ち入るのを防ぐ適切な措置とする。

2 前条第二項に定める場合であつて、ガス発生器の最高使用圧力が中圧のものにあつては五メートル、最高使用圧力が低圧のものにあつては三メートルとする。

3 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事により設置された増熱器並びに附帯設備に属する熱交換器及び容器（以下この項において「増熱器等」という。）に係る省令第六条第一項ただし書の措置は、当該増熱器等の外面から、事業場の境界線に対し三メートル以内（事業場の境界線上に高さ二メートル以上、厚さ九センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度及び耐火性能を有する障壁を設けている場合は、零メートル以内）の区域に、公衆がみだりに立ち入るのを防ぐ適切な措置とする。ただし、特定事業所に設置するものであつて燃焼熱量の数值が 3.4×10^6 以上のものにあつては、当該増熱器等の外面から、事業場の境界線に対し二十メートル以内の区域に、公衆がみだりに立ち入るのを防ぐ適切な措置とする。

（保安物件との離隔距離）

第四条 省令第六条第二項に規定する距離は、第一種保安物件に対しては次の表における当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能力に対応する L_1 によって表される値以上、第二種保安物件に対しては当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能力に対応する L_4 によって表される値以上とする。ただし、第一号から第三号まで

（保安物件との離隔距離）

第四条 省令第六条第二項に規定する距離は、第一種保安物件に対しては次の表における当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能力に対応する L_1 によって表される値以上、第二種保安物件に対しては当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能力に対応する L_4 によって表される値以上とする。ただし、第一号から第三号まで

に掲げるもの（液化石油ガスを通ずるガス工作物（低圧地下式貯槽以外の低温貯槽を除く。）に限る。）及び第五号に掲げるものであって、当該ガス工作物の外面から次の表の L_1 によって表される距離内にある第一種保安物件又は L_4 によって表される距離内にある第二種保安物件に対し、厚さ十二センチメートル以上、高さ一・八メートル以上の鉄筋コンクリート造り若しくはこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けているもの又は第四号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める距離とする。

一〜四（略）

五 移動式ガス発生設備に係る容器 第一種保安物件に対しては L_2 によって表される値以上、第二種保安物件に対しては L_5 によって表される値以上。ただし、貯蔵能力が三千未満の容器にあつては、それぞれ零メートル以上。

（表略）

2 前項における処理能力はガスホルダー、貯槽以外のガス工作物の一日に処理することのできるガスの標準状態に換算した容積とし、貯蔵能力はガスホルダー、液化ガス用貯槽、特定ガス発生設備に係る容器及び移動式ガス発生設備に係る容器について算出した値とする。ただし、特定ガス発生設備に係る容器の第六条第二項に定める V_1 及び V_2 は、当該特定ガス発生設備に係る令第一条に規定する容器の総容積とする。

第六条 削除

に掲げるもの（液化石油ガスを通ずるガス工作物（低圧地下式貯槽以外の低温貯槽を除く。）に限る。）であつて、当該ガス工作物の外面から次の表の L_1 によって表される距離内にある第一種保安物件又は L_4 によって表される距離内にある第二種保安物件に対し、厚さ十二センチメートル以上、高さ一・八メートル以上の鉄筋コンクリート造り若しくはこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けているもの又は第四号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める距離とする。

一〜四（略）

（新設）

（表略）

2 前項における処理能力はガスホルダー、貯槽以外のガス工作物の一日に処理することのできるガスの標準状態に換算した容積とし、貯蔵能力はガスホルダー、液化ガス用貯槽及び特定ガス発生設備に係る容器について第六条に規定する方法により算出した値とする。ただし、特定ガス発生設備に係る容器の第六条第二項に定める V_1 及び V_2 は、当該特定ガス発生設備に係る令第一条に規定する容器の総容積とする。

（貯蔵能力の算出方法）

第六条 省令第六条第七項及び第三十八条第一項に規定する液化ガス用貯槽の貯蔵能力を算出する方法は、次のとおりとする。

$$W = C_1 W V_1$$

Wは、貯蔵能力（キログラムを単位とする。）

C₁は、〇・九（低温貯槽にあっては、その容積に対する液化ガスを貯蔵する部分の容積の比の値）

wは、液化ガス用貯槽のの常用の温度における液化ガスの液密度（キログラム毎リットルを単位とする。）

V₁は、容積（リットルを単位とする。）

2 第四条第二項に規定するガス工作物（液化ガス用貯槽を除く。）の貯蔵能力を算出する方法は、ガス工作物の種類に応じて次のとおりとする。

一 ガスホルダー及び特定ガス発生設備に係る容器であつて、内部に圧縮ガスを保有するもの

$$Q = (10P + 1) V_2$$

Qは、貯蔵能力（立方メートルを単位とする。）

Pは、ガスホルダーにあっては最高使用圧力、特定ガス発生設備に係る容器にあっては温度三十五度における最高圧力（メガパスカルを単位とする。）

V₂は、容積（立方メートルを単位とする。）

二 特定ガス発生設備に係る容器であつて、内部に液化ガスを保有するもの

イ 高压ガス保安法第四十一条に規定する容器

$$W = \frac{C_1 V_1}{F}$$

ロ 高压ガス保安法第四十一条に規定する容器以外の容器であつて、ハに掲げるものを除く。

$$W = 0.9w_1 V_1$$

ハ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第一条第二項第二号に規定するバルク貯槽に該当する容器であつて、地盤面下に埋設しているもの（内容積が二千リットル以上のものに限る。）は除く。

$$W = 0.85w_1V_1$$

W 、 w_1 及び V_1 は第一項に定めるところによる。

C_2 は、次の表の上欄に掲げる液化ガスの種類（二種以上の液化ガスが混合している場合にあつては、主となるもの）に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる値

液化ガスの種類	定数
液化エチレン	三・五〇
液化エタン	二・八〇
液化プロパン	二・三五
液化プロピレン	二・二七
液化ブタン	二・〇五
液化ブチレン	二・〇〇